

7 江戸時代

一六〇〇年 関ヶ原の戦いがおわり池田輝政が姫路へ大名になって来てから、八代も新しい時代になります。江戸時代です。

このころから八代は、南八代村と北八代村の つに分かれていました。南八代村の家数は百軒余り、北八代村は十軒余りで大きさは比べものになりませんが、庄屋がそれぞれにあつて村をおさめました。それで南八代村、北八代村のことを別々に書きます。

南 八 代 村

南八代村のあらまし

範囲 今の南八代町、西八代町、ノ代本町

丁目 八代御茶屋町 八代東光寺

町の南半分にまたがっていました。

村の中は 江戸時代の初めは、中八代と南

八代の小集落が つあり これを合わせ

て八代村と言っていました。中期になる

と南垣内、東垣内、廣原垣内の名が出て

きます。

村高 江戸初期には五八五石六斗一升、中

期には七四一石八斗六升五合にふえまし
た。

家数 九軒

人口 四三四人（江戸中期）

村の費用 米で支払っていました。

延享三年（一七四六）の記録では

三十四石七斗

九石九斗

村中人足

村役諸色

但し歩き給、村山番、橋守り、

打ち堰御用米

八代の移り変わり

江戸時代の初めに北八代村、八代村、中八代、南八代の四つが絵図に出ている。中八代と南八代には村と書いてない。この二つは八代村のうちの小集落、八代村は、のち南八代村と南がつく。

中期になると南垣内、東垣内、廣原垣内、庵之垣内と垣内の名が見える。

明治、大正時代の地図（↓144P）には御茶屋垣内、東光寺垣内、善養寺垣内、地藏垣内、南垣内、狭河の小集落が見えるが、これらをひとまとめにしたのが南八代村。南八代村とは一つの集落のように思えるが、散在する小集落をひとまとめにしたもの。

明治十四、五年の頃、この南八代村と北八代村が合併して八代村の名にもどったが、そのときは118Pで見よう。

一 二石一斗五升 城米の欠米かけまい

一 一石三斗 村高庄屋給

一 六斗 庄屋へ合力給

一 六斗 村道場屋敷

一 四斗 惣山廻り給そうやまわ

一 八升 組頭へ合力給

氏宮 大歳大明神です。今の南八代町8番

にあつたのを、元禄八年(一六九五)今の

八代宮前町に移しました。

寺院 二つ

東光寺 江戸時代よりずっと前からあり

ました。

善養寺 真宗の寺として寛文二年(一六六

二)に建ちました。

その他の祠ほこり 病気や火事などの災いを除き

たいと願つてお祭りした祠は四つ。

地藏堂(西八代町13番||短大の東)

荒神社(西八代町10番||短大の東南)

年神社(八代本町一丁目16番||善養寺の東)

大將軍(八代富士才町七八九番地||

西高の東南)

へ北八代村の領内にあるが南八代

村の一部で奉仕している。南北

八代村に分かれる前の中世から

祭られていたのだろうか。)

寺子屋 孝徳舎こうとくしゃといい、天保十年ごろでき

ました。(南八代町7番に建物がある)

藩の施設 三つ

御茶屋 池田輝政がつくり、江戸中期ま

で代々の城主が使った。

御用水車ごようすいしゃ 宝曆十二年(一七六二)にでき

る。

焰硝蔵えんしょうくら 男山の西に造つた火薬庫。

御茶屋の様子 今の八代御茶屋町に江戸時

代の初め、池田輝政が別荘

||御茶屋をつくりました。ここには前から

東光寺があつて、その東光寺は伏見天皇(鎌

倉時代)の離宮りきゆうでもあつたという言い伝えが

ありました。そんな由緒ゆいじゆがある所だから、

ぜひそこを別荘にしたいと彼は思い、寺を

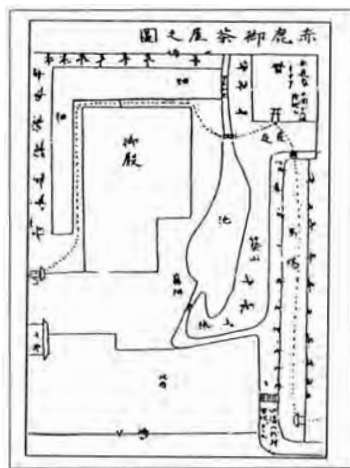
西へ移し、その跡に建てたのです。ずっと

あとに書かれた図ですが二つ出しておきま

大將軍

今の紫竹神社むらさきたけ。明治初期からこの名にかわつた。

御茶屋のおもかけ



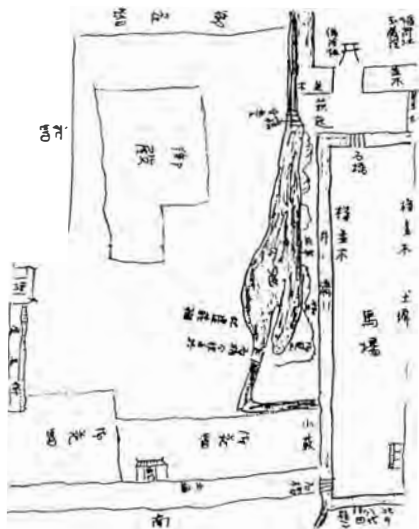
(姫陽秘鑑より)

したから これで当時の様子を想像してみ
ましよう。

この図からわかることは まわりを土塀
でかこみ三方に門、中に御殿をはじめ長屋、
赤鹿神社があります。庭に池や築山がつく
られ、獅子巖ししいわという獅子の形をした岩もあ
ったといひます。御花畑があり 四季折々
の花を咲かせていたことでしょう。東に馬
場もありました。

範囲は、西は今の八代東光寺町との境の
道まで 北は八代富士才町との境の道のや
や南、南は八代本町二丁目との境の道まで
東は船場川までだったようです。

広々とした田の中に、東光寺と御茶屋の



長くつづいた白い土塀を見たとき 人びと
は殿さんの偉大さに驚いたことでしょう。

御茶屋の利用

この御茶屋は池田輝政から
後、代々の城主も憩いの場

に使用しましたが 江戸の中ごろ酒井家が
姫路城主になってから廃止されてしまいま
す。その間約百五十年、各城主がどのよう
に使用したかよくわかっていません。しか
し、わずか次の記録が残っています。

年月不明 榊原忠次さかきばらただつぐは姫路で飼っていた百
匹の軍馬を、桐の馬場や八代御茶屋の馬場

姫路藩主の移り変わり

姫路城主は江戸時代に十回交代し

- 一六〇〇〜池田家
- 一六〇七〜榊原家*
- 一六三九〜松平家 (家康の長女の子孫)
- 一六四八〜松平家 @ (家康の二男の子孫)
- 一六四九〜榊原家 △
- 一六六七〜松平家 (@の子孫)
- 一六八二〜本多家 (*の子孫)
- 一七〇四〜榊原家 (△の子孫)
- 一七四一〜松平家 (@の子孫)
- 一七四九〜酒井家 明治まで

で検閲した。

慶安三年（一六五〇）九月二三日 忠次は男

山で茸狩をしたあと、八代御茶屋で休

んだ。

承応二年（一六五三）一月一〇日 忠次は城

中で具足祝いをし、桐の馬場で馬を閲覧

し、八代御茶屋で休み、日暮れて帰城

した。

延宝七年（一六七九）七月二八日 松平直矩

の二男基知が八代御茶屋でうまれた。

以上のことぐらいです。

八代八景 八代御茶屋をつくったのは池田

輝政ですから、彼はことのほか

ここを愛し、使用したと思いますが、こ

での彼の話は一つも残っていません。

ところが榊原忠次については今みてきた

とおりですが、彼はまたここで和歌を詠ん

でいます。

山頂松風

響きそふ 松にけしきを 見せそめて

峰にはげしく 吹く嵐かな

田村傾照

笠のはも 日もかたむけば けふもはや

小苗とり捨て かへる里人

広峰暮雪

ぬさとふる しるしばかりの 雪ながら

神のめくみに まかせてや見る

隣寺暁鐘

暁の 寝覚めをさそふ 鐘の音は

近きも遠く 行く心かな

平野疎雁

野を広み いつくに雁の 求食して

それとしらする 音聞ゆらん

前川遠棹

さす棹は 遥かになりて 川舟の

跡を見せたる 水のうたかた

増位濛雨

雲をおふ 山影くらし ふる雨に

光りをたかふ 寺のともし火

東籬晴月

晴るる夜の さやけき影を 待ち出つる

月は隔てぬ まかきなりけり



榊原忠次が姫路城主だったのは江戸時代前期のこと、これらの歌をよむと、その頃の八代付近の光景が目に見えてくるようです。

その後の御茶屋

寛延二年（一七四九）前橋から姫路へ所がえになった酒井忠恭は、前もって姫路城受取の役人をさしむけます。そのうち八代の御茶屋を受け取りにこさせた人は井上庄蔵、鷹匠の永井弥平次、下目付一人の三人でした。

忠恭は御茶屋の引き継ぎはしましたが、のちまもなく廃止してしまいます。だが何人かを番人として、ここの長屋に住まわせていました。宝暦五年（一七五五）、姫路の戸口調査に

「八代長屋、桐馬場長屋 五十戸」

とあるのでそのことがわかります。

また寛政六年（一七九四）の姫路藩財務覚書に

「米四石式人扶持ツツ 八代御茶屋番人

御足軽 式人」

というように二人の番人がいました。けれども、その後いつしか番人を置かなくなり、荒れるにまかせたらしく木も茂り、林のようになつたといえます。

幻の鉦

あるとき、古老から「南八代には、よくひびく鉦があつてなア。村の集まりごとや、行事のときの合図に打ち鳴らして知らせたもんだヨ」というお話。さて、どんな鉦だろうか。

南八代に住んでいる人でも、知っている者はもうありません。この幻の鉦を矢内澄さんが、加古川の古物商へひよっこ立ち寄ったとき見つけました。

「よかった、よかった。幻の鉦がよく見つけたもんだ」

そこで、さっそく坪田恒雄さんと、その鉦を探しに加古川へと訪ねていきました。駅から南へかなり歩いて、西の方へまがって、橋の近くでやっと古物商を見つけた。

「どこかの方がこられて、売ってしまいま

この鉦には、元禄二年（一六八九）と書いてあるから、二百年ほど前のもの。

したヨ。多分、姫路の伏見堂さんあたりへ
いったかも知れませんかア」

がっかりして、引返して姫路西二階町の
伏見堂へ行きました。

「そんなもん知りませんア」との、ぶつ
きらばうな返事。うろろろして見つからず、
何だか狐にでもだまされたような一日でし
た。

その後、幾日か過ぎて、高砂市の荒井町
東本町一六ノ九 高砂美術館に収蔵されて
いるということがわかりました。こうして
「幻の鉦」の行方がわかったことは大きな
喜びでした。さっそく、矢内さんに同行さ
れた北山直一さんに、写真に収めてもらい
ました。

(辰巳屋翁記)

この鉦をどんな時に鳴らしたのか、村に
記録がありません。それで他の地方の使い
方から推測すると、祭りのお囃しに、葬式
に、人を集める時に、と三つのことが考え
られます。



◀ 南八代村の鉦 高砂美術館蔵
直径三三・三 cm 厚み八・九 cm
重さ九 kg

元禄二己巳年七月吉日治工姫路
京口小野甚右衛門尉藤原家久

播州飾東郡南八代村



この鉦は、有名な小野家の作。小
野家は、文禄のころから代々つづい
た鑄物師。

家定、政家、家祐、道祐、家信、
正家、宗次、正次、伴寛、正宗、
家久と、受け継がれていた。

『播磨国鑄物師』 武内貞著

寛延二年の 今からおよそ二百五十年まえ、
 百姓一揆 寛延二年（一七四九）播磨最大の
 の百姓一揆（暴動）がおこりました。そのこ
 ろの姫路城主は松平氏、徳川氏と親戚で家
 格が高く、入り用も多かつたのでしよう。
 凶作つづきで困っている百姓に重税をかけ
 たうえ、御用金（人民からの借金）も割り当て
 ました。ちょうどそのころ前橋（群馬県）城
 主の酒井氏と交代することになりました。
 借金もかえさないまま前橋へ行ってしま
 ったのでした。



「こんな重税や御用金を許したのも、大庄
 屋たちが大名と手を組んでいるからや。大
 庄屋をこらしめろ！」姫路領の百姓は各地
 で立ち上がりました。その様子は下欄で見
 ましょう。

前之庄から出発した滑甚兵衛の一揆軍は
 神崎郡へ回って大庄屋宅をつぎつぎ打ちこ
 わし、ついに今の姫路市保城にあつた大庄
 屋の家を打ちこわして姫路城下へ迫る勢
 でした。

南八代村が借金 では一揆の起こるまえの
 南八代村をみましょう。

一揆が起こる前年のことです。台所の苦し
 い百姓の疲弊を見かねて、庄屋の八左衛門
 は、小利木町の資産家 庄右衛門方へお金
 を借りにいきました。

借用銀子のこと

二百五十日

但し通用銭なり

右の銭たしかに借用仕る所実正なりしかる上
 は来辰の暮れ二割の利息を加え元利とも相済
 まし申すべく候。後日のため依つて件の如し

一揆の状況

寛延元年（一七四八）

● 二月二一日

印南郡の農民、約三千人が竹槍・
 蔦口などを持って集まり騒ぐ。

寛延二年

● 一月一六日

印南郡・加古郡の一揆がいつしよ
 になつて騒ぐ。総勢およそ五千人。

● 一月二二日

手柄山の麓に四、五百人が蜂起。

● 一月二八日

前之庄の農民、甚兵衛、利兵衛を
 中心に三百人が蜂起。

● 一月二九日

前之庄の一揆は神崎郡へ入り各庄
 屋を潰す。参加者は一万人ほどに
 なる。

● 二月一日

中嶋組大庄屋宅を潰す。

● 二月二日

加古川上流、滝野の農民蜂起。

● 二月三日

高砂の農民蜂起。

延享四年卯三月

南八代村庄屋

八左衛門

小利木町

庄右衛門 殿

右のような証文を入れて、お金を借りました。次の年には、二割の利子をつけて返さなければなりません。

延享四年(二七四七)は、南八代村の百姓たちにとっては、全く貧困と欠乏の生活にあえぐ苦難の年でした。圧政に息づまるような中で、大きな借金を背負ったままこの年は暮れました。

延享五年七月十二日、年号が改まって寛延元年(一七四八)となりました。困りきっている百姓から、入り用の金を集めることもできず、庄屋の八左衛門は組頭の二人と共に、またも小利木町の庄右衛門方へ借金のお願いに行きました。

借用申す銀子のこと

二百目

但し通用錢なり

右の銀子、村入り用のため借用申す所実正なり、しかる上は当暮れ、免割りに入れ、一割の利足を加え、元利ともきつと相済まし申すべく候。後日のため依つて件の如し

延享五年辰

六月二十三日

南八代村 組頭 甚三郎

組頭 与次右衛門

庄屋 八左衛門

魚びや

庄右衛門 殿

さて、これは大変なことになってしまいました。延享五年の暮れには、どうなることでしょうか。

前年の元利で三百目、このたびの元利で、二百二十目と合計で五百二十目の通用錢を整えて返さなければなりません。

この大金は村人にとってあまりにも大きな負担でした。次の年こそ、どうぞ豊作でお米がたくさんとれますようにとお祈りし

打ちこわしにあった家数

大庄屋 一七

庄屋 一九

百姓家 四

商屋 四

その他 二二

『兵庫県の歴史』

たことでした。

アリバイ調査

寛延二年（一七四九）二月一

日、中嶋組大庄屋宅を潰した滑甚兵衛ひきいる一揆軍は、市川を東へ渡つて小川（姫路市花田町）へ向かいました。伊伝居や八代はやれやれでした。

一か月あまり、各地で起こった騒ぎもおさまりはじめると、大混乱している姫路へ大坂城代から派遣された与力、同心の協力で犯罪者の逮捕にとりかかりました。多くの人が捕まった様子は次のページで見ましよう。

役所は庄屋に、事件当日、百姓のしたことを報告させています。次の文書がそれですが、これらは南八代町の旧家の襖の下張から見つかったものです。それによると三月になって、南八代村の庄屋八左衛門は次のような報告をしました。

中嶋組大庄屋宅この度騒動につき、潰れ申し候。当村中の者、大庄屋へ対し、恨みの筋ある者、一人も御座なく候。これにより正月

二十九日晚より、晦日の朝まで、村中相詰めおり候えども、奥組へ参り、当組へは参らざる由、相聞き申すにつき、同人足引取り申し候ところ、中嶋組人足出し申さず候につき組中村々残さず潰し申すべき由、追いおい風聞に御座候につき大庄屋所へ相届け、人足出かけ申し候。

しかる処、二月一日の朝、組境へ押しかけ参り候につき当組庄屋ども罷り出でながら固く断り申し候えども、大勢の儀に御座候えげ聞き入れ申さず潰し申し候。

固より申す筋、相立ち申さず村中組中一統不調法なる申し分、御座なく恐れ入り罷り候。しかれども大庄屋引つ込みおり申され御用筋何分組内差し支え甚だ難しき儀仕り候間村中組中一統の不調法ご免遊ばされ大庄屋出勤仕り候よう、仰せ付け為し下されたく候はば末々小百姓まで有難く存じ奉り候。後日のため依つて件の如し。

寛延二年巳三月

中嶋組南八代村百姓

伝兵衛 印

伊兵衛 印

以下 四十七名 印

いちどやにど読んでもわからない文書です
すが

「こんな騒ぎになったのは、南八代村中の
者が不調法ふてうはふだったからで、どうかごめん
してください」

というのです。最後に百姓全員四九名が名
の下に自分の判を押しています。

けれども役所は

「こんな文書では、なんの役にもたたない。
一人ひとりが当日、どんなことをしてい
たかを書いて出すように」

といったのでしよう。そこで翌月、庄屋は
一人ひとりの百姓の言うことを文書にかき
ました。つぎにそのいくつかを見ましよう。

口上書

正月晦日晩、かこい人足として甚兵衛殿へ
揃い段々大貫迄見に参り申し候。彼の方にて
何かと聞きあい申し候えども、何の様子も相
知れ申さず候。

早々帰り申す処、途中に中嶋方へ参るよう
にも申し候に付、別れて急ぎ帰り申す処夜八

ツ時に太尾にて、伊七郎殿に出会い申し候え
ば早々帰りて、しかるべき由、仰せられ罷り
帰り申し候。

左様の儀に候えば何の様子も存じ申さず候。

二月一日八ツ過ぎ、中嶋へ参り候え共最早小
川の方へ参り候、などと申す時分に参り候え
ば、何の様子も存じ申さず罷り帰り申し候。

以上

巳 四月

南八代村 惣兵衛 印

同 五郎右衛門 印

伴 七郎右衛門 印

この口上書こうじょうしょから見ると、大庄屋の壊しに
参加したことはなく、神崎郡の大貫おほぬきから太
尾おへのあたりまでまわって、動きを見たり聞
いたりして夜中の二時ごろに帰ってきてい
ます。

口上書

正月晦日、かこい人足として、甚兵衛殿方
へ揃い、それより太尾村迄参り候えども、八
郎衛門腹痛いたし申し候に付、兩人いっしょ
に太尾よりは是非なく帰り申し候。何事も存じ

かこい人足

村の用事で、村のために出る

きびしい検査けんさはじまる

● 二月一八日

印南郡西飯坂村の五人が捕えられ
た。

● 二月一九日

神崎郡仁色村九郎兵衛外二人が捕
えられた。

● 三月一日

加古郡西条組の農民一一人大坂町
奉行所へ送られた。

● 三月一日

さらに、二〇人が護送された。

● 三月二日

奉行所からの指人二九人と、それ
以外の逮捕者九人が大坂へ送られ
た。

● 三月二六日

姫路から二四人の農民が大坂へ護
送された。

申さず候。二月一日庄屋所相詰め候処、昼前中鳴へ昼食持参任り早々半切持ち帰り申し候。

以上

巳 四月

南八代村

伊兵衛 ㊦

八郎衛門 ㊦

組頭くみがしらである甚兵衛方に集まってから、太尾村の方に向かって出かけています。

口上書

正月晦日、かこい人足として、甚兵衛殿方へ揃い、段々大貫迄見に参り候えども、連れにはぐれ、他所の儀、候えば早々帰り申し候。別して何事もいたし申さず候。

二月一日九ツ時過ぎに中鳴へ参り申し候えども、相方の衆中も相見え申さざる故、早々帰り申し候。 以上

巳 四月

南八代村 惣太夫 ㊦

これらの口上書から見ると、南八代村の庄屋もじつとしておれず、百姓を派遣して

よその村々の様子を知ることにつとめていたことがわかります。

口上書

私儀 勤めの身に御座候えば、二十七日晦日のこと、知り申さず、漸く二月一日九ツ時前に大庄屋所迄参り候えども、もはや家潰れ何事も及ばず早々罷り帰り申し候。

以上

巳 四月

南八代村

清兵衛 ㊦

口上書

私儀 母大病相わずらい、何方へも参り申さず候。 以上

南八代村

伝右衛門 ㊦

この人は、母親の看病でどこへもでていません。

このようにして、ひとりひとり口上書をとって、百姓一揆の取調べが進められてきました。

● 四月一日

また姫路から三〇人が大坂へ護送された。利兵衛も入っていた

● 四月六日

奉行所から六人の指人が通知された。滑甚兵衛も入っていた。

● 四月七日

姫路から大坂へ二六人が護送された。

● 四月二二日

姫路から、また大坂へ二一人が護送された。滑甚兵衛もこの中に入っていた。

● 四月二八日

この日までに捕えられた者、三四五人。

● 九月二二日

利兵衛・与次右衛門は、大坂で打ち首になった。

● 九月二三日

滑甚兵衛は、市川河原で処刑された。

八代村からは幸いにも、百姓一揆の犠牲者は一人もありませんでした。でも、苦しいこの時代をよく耐え抜いて生きてきた先祖の苦勞に心を打たれます。

焰硝藏大爆発

男山の西麓に焰硝藏がありました。

焰硝藏は、三間に八間の土藏と、二間に二間の二つの建物になっていました。

さて、宝曆二年（一七五三）、四月三日の昼ごろのできごとです。

突然、「ドーン、ドーン」と、耳をつんざくもの凄い破裂音と、ムクムクとわき上がる煙、火柱が高く飛び立ちました。

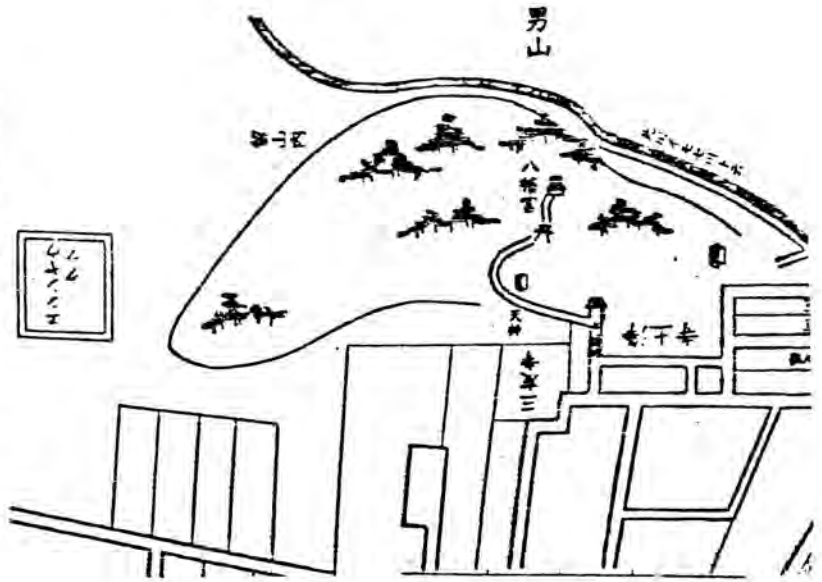
「これは、たいへんだ。」

百雷が一時に落ちたかと思われる震動、地響き、南八代村の人たちはびっくりして、家から飛び出したものと思われれます。

このときの大惨事の死傷者は、次のように記録されています。

①即死者（一八人）

●足軽



本多松原政武公御時代

(街)

播州飾東郡国衛庄姫路図

土藏
四面を土やしついで塗り固めた蔵のこと。火災に強く、ほかから延焼したり、中からの火が外へもれないうようにできていた。

矢嶋揚助・角田孫右衛門・関口銀平・奥野半蔵・佐野安八・小暮佐七・大谷喜藤太・伊藤新右衛門・関口富右衛門・北爪忠右衛門・中島平太・立川儀兵衛・伊藤才右衛門・町田文蔵・

● 中間 勘二郎・新四郎

● 下田源太夫の下男、彦人

● 人足、橋本町の物兵衛

② 半死者（九人）

田村九兵衛・高橋坂右衛門・高德兵右衛門・星野善右衛門・田村領右衛門・添木伴右衛門

● 人足 金井村の藤兵衛・上原田村の勘太夫の伴 勘六、市の郷村の三右衛門

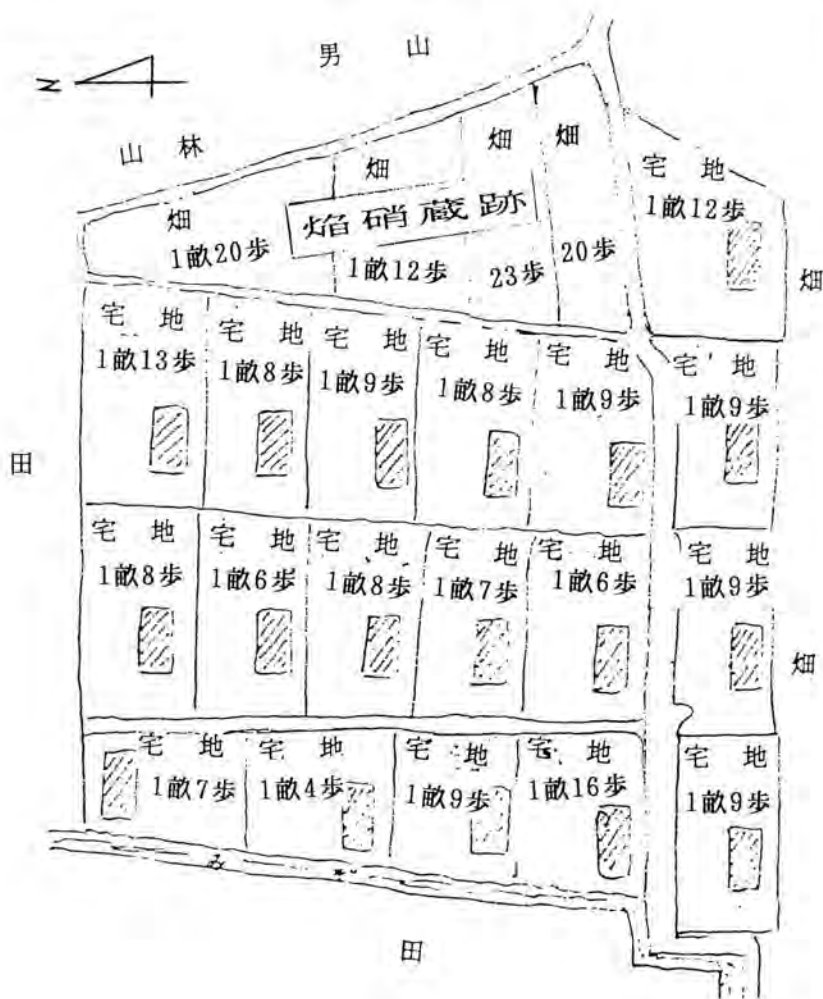
③ 怪我人（五人）

小暮儀兵衛・富藤儀右衛門・半田新八・小林藤左衛門・小野角右衛門

合計 三二人

右のように、たくさん死傷者が出ています。

『姫陽秘鑑』より



◀ 硝蔵と警備人の住居跡
左は八代村地図をもとに書いたもの。宅地跡が図のようにはつきりと示されている。今の住居表示からいうと南八代町1、2、3番にまたがっていた。

御用水車の計画

寛保年中（一七四二年頃）、

領主用の種油を搾るため、

八代に水車を造るといってお触れが出ました。

寛保年中以来、追いおいお触れもこれあり容易には相い成らざる儀に候えども、收納の種草、茶園等の手作り種をもって、手搾りに致し、領主用に相弁じ、余分之れあり候はば、家中の遣い用に致し候儀は苦しからず候。

①領主用であること

②余分ができれば家中用に供すること。

という目的でした。

さて、八代のどこに造られるのか、村人たちはその話でもちきりでした。

いよいよ八代の字^{あさ}岸の上に御用水車が出来ることになりました。

水車小屋の敷地も広く、また、船場川から取り入れてくる用水路にかかる土地もかなり多いので、農家では大変心配でした。

この時の水車用地となった「御用地引地高書取帳」には、伊兵衛の田が、四反二畝二十歩四合もかかったことが記録されています。

ます。

また、八尺の用水路をつくるのに、たくさん田が失われてしまいました。

大水にそなえて

百姓たちの最も心配なこととは、御用水車の用水路

の水があふれて、大水になることでした。

差し上げ申す願ひ書

中嶋組南八代御茶屋：水抜き三ヶ所前々より：この度、御用水車ご用に付、前々水抜きにては：お願ひ申し上げ候通り：仰せ付け下され置き候はば有難く：

この願ひがかなえられ、三か所の水抜きをつくりました。今の、酒飲橋^{さけのみはし}の西、ラツキーパン工場の南、半鐘跡^{はんかねしず}の南になっています。地元の要望がこのように実現され、どんなにか喜びあつたことでしょう。

水車の

水車は今の言葉でいえば半官

移りかわり

半民の経営でした。その責任

者の移りかわりを『姫陽秘鑑^{ひめひかりひかん}』で見ますと、

①甚左衛門 宝暦十二年（一七六〇）正月十

六日より

御用水車の場所

今の八代本町一丁目、船場川ぞい田磨製麵^{ひきそば}所の所。

水車用水路は、中の井堰からはじまる。（↓巻末折り込み地図）

八尺 約2・5m

一坪 3・3㎡

一畝 30坪 一アール

一反 〇畝

八代村水車出来候につき、当月十三日車廻し初め致し、十四日より、車働き仕り候間、右村庄屋伊七郎申し立て候。
支配御代官、武藤甚五兵衛申し出る。

御用水車は甚左衛門の手によって、お触れが出てから、二十年もかかってやっと回り出しています。

②新六 明和九年（一七七二年）より

甚左衛門の次は、その親戚の新六が水車の責任者になりました。

「その後、甚左衛門の好身、新六と申す者、右の稼ぎ引き受け候処、明和九年辰年大坂御番所吟味、過分に綿の実、買取り候に付、油搾り、穀挽き御取上げ、科料仰せつけられ、この後、手作り手搾り、勝手次第相稼ぎ、売りの用の油の儀は、相成らずの旨、仰せつけられ候。
その後、新六病死、その子若輩にして続き難し」

新六の子は幼少でしたから、譲り受けることはできませんでした。

③次郎助 安永九年（一七八〇年）より

「安永九年、同村次郎助と申す者、譲り受け候処、同年十二月、大坂御番所へ呼ばれ御尋ねに付、水車にて手作りの種草を以って手搾り油作り、そのほか売り用油搾り申さず、向後これまで通り、渡世仕り度き旨申し上げ候処、願いの通り仰せつけられ候。」

次郎助は、こんな誓約書を出したのに、また違反して、油の横流しをしたので水車をやめさせられました。

④安兵衛 天明三年（一七八三年）より

「天明三卯年、次郎助水車諸道具を安兵衛と申す者に売り渡す。安兵衛買取り手作り手搾り、相稼ぎ罷り有り候。
然る処、同辰年十月、大坂御番所へ呼ばれ厳しく御吟味の処、九州の綿の実、少々買取り候と申し候。
手作り手搾りの外、相成らず候処、他の綿の実買取り申し候と申し上げ候に付、同年十二月獄舎仰せつけられ、三月出獄仰せ付けらる。

●寛政十二年（一八〇〇年）

この年、調べた菜種作の書上帳の表紙だけが残っている。

寛政十二年 中嶋組
菜種作 反別 書上帳
申 四月

各家々の菜種作のようすを調べ、庄屋から報告したものが。

右のように、九州から買い入れた綿の実のことから、お許しのあるまで操業を禁止されました。

それから油がだんだんと不自由になり高値になって家中の者まで困るようになりました。

法成就講

南八代町に伝わっている古い成就講組合帳』という和紙をつづつたものがあります。表紙に

「天明四年辰五月 庵之垣内」

表紙裏に、「古帳、組合名前乱順に相成り候に付き、当年より改め候」と書いてあるので、もつと以前から記録されていたことがわかります。庵之垣内は、南垣内の古い呼び名でした。この記録には、二人ずつ当番になる順が記されています。

当番になると、一年間村のいろいろな世話をすることになっていきます。その中でも最も気をつかうのは、お日待ちのことです。

一月十四日の「とんど」の日と、九月十

一日の二回、お日待ちの行事をします。むかし、この日、庄屋は御条目を読んできかせました。

一月には村人そろって、氏神さまにお参りして、一年間の無病息災を祈ります。九月には二百二十日も無事にすんで豊作でありますように、百燈明をあげお祈りをささげます。

お宮から帰って、当番の家へ集まり、村のきまりについて話し合いました。

当番の家では、床に日の丸の扇三本を竹の先につけたものと、弓矢を祭り、次のペーの凶のようなお供え物を作ります。

そこへ決められた通りの献立によって、なごやかな宴会が開かれます。ごちそうは天保の記録では、次のようになっています。

なます（大根、にんじん、柿、蜜柑入り）

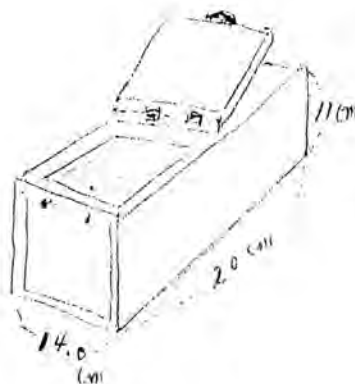
汁（焼豆腐、葱、牛蒡、いりこ、大根入り）

平皿（せんごほう、鯨、菜入り）

酒 一升

古い記録箱（千両箱）

この箱の中に古い記録が入っている。明治・大正・昭和・平成と引きつがれ今もだいな宝として、八軒になった講員の家が、次から次へ渡している。



当渡しの式

会食の後、当渡しの式をします。

仲介者が、正面にすわり、両側に今年の当人と、次の当人の二人ずつ向かいあつてすわる。お盆の上に紅白の水引きをかけた古記録と、新しい割箸(わりばし)を置く。仲介者が「ただ今より当渡しの式をします」一同礼をする。仲介者が「ここ一年、いろいろとお世話になりました。ご苦勞様でした」と、感謝の言葉を述べ、新しい当番に「これより一年よろしくお願いいたします」といって、「お魚これに」と古記録を割箸にはさんで渡します。

「これをもちまして、とどこおりなく式をおわかりました」と。

この式のあと、神饌(かみけ)を少しずついただいたいで持ち帰ります。

●天保五年(一八三四年)の記録

「正月より儉約につき、垣内の子供、小豆かゆに香のものにて案内致すこと、法成就小竹にてこしらえ、なます、汁、ひら、備えお

きたるものにて、当渡し申すべきこと。

一、当人ばかりにてこしらえ、手伝い人無用のこと

右の通り、申し合わせ候上は、垣内の組合一回り相乱し申さぬよう致すべきこと。

天保の申し合わせ

天保五年年、米穀大高値に付き、庄屋所より法成就講儉約として、一統申し合わせ、左の通り申し渡し候。

一、家別亭主老人のほか、隣家等ねんころの親類たりとも、案内なきよう、尤も子供

案内の儀はこれまで通り。

一、なます相やめ申すべきこと。

しいめし無用のこと

一、料理など当人ばかりにてこしらえ、手伝い人無用のこと。

右の通り、この度申し合わせ候上は、垣内の組合一回り相乱さぬよう致すべきこと。

申 天保五年 正月

農家にとって、楽しい「お日待ち」もこのような厳しい制限を受けていたことが記録されています。



当番の家の床に用意するもの。

寺子屋での勉強

南垣内に「孝徳舎」という寺子屋がありました。

教えていた人は、赤鹿歎行と歎貞の親子で、歎行は六五才、歎貞が三十才近い年ごろに始めたようです。

「寺子手本」を作っていますが、その中に読み書きの学び方の例を示しています。



一 読み書き

- 人の名、村や町の名、姫路藩の各組
- 京の名所

● 日用の用語

● 漢字を入れた日記など。

読み書きがかなりできるようになると、次のように進めました。

● 往来もの

寺子往来、百姓往来、商売往来
諸職往来

● 百人一首

● 書式を覚え、書く

さらに、難語句の読み書きができるように、漢文の程度も上げていきます。

● 寺子千字文

天地玄黄宇宙洪荒（あめつちはくろく、きなり、おおぞらは、おおいにひろし）

こんな文章からはじまっています。

● 童子教

それ貴人の前に居て、顕露に立つことを得ず。道路に遇せば、跪きて過ぎよ。

召すことあらば、敬んで承れ。

礼儀作法も、このように教えました。

寺子屋

江戸時代の寺子屋の師匠は三分の一が庶民で、四分の一が武士、そのほか僧侶・医師・神官であった。

ここに学ぶ子どもを寺子、または筆子といった。入学することを、寺入り、または登山といった。

寺子の数は、五、六人から多いところでは数百をこえるところもあったという。

「孝徳舎」の跡

南八代町7番9号にある。

●実語教

山高き故貴からず、樹あるを以つて貴しとなす。

●論語

五倫の道

君臣の義、父子の親、夫婦の別、長幼の序、朋友の信。

五常の徳 仁、義、礼、智、信。

についても、教えました。

二 珠算・和算

ここでは、ソロバンの稽古だけでなく、中西流の和算もとり入れていました。

●相場割り 米の量とねだんの関係

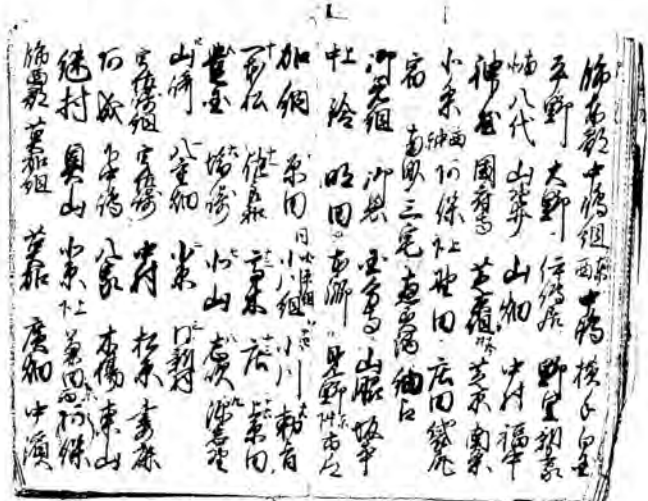
●利息割り 貸借による利息の計算

右のような日常生活に関係のふかい問題から、面積や体積を求める問題まで、かなり高次へと進めていきました。

また、方陣図など考えさせたりしていま

4	9	2
3	5	7
8	1	6

した。例えば、三方陣図という、三三が九で九までのかずを使って、たて・よこ・な



なめに足して、同じ数にする。

四方陣ならば、四四 十六で、十六まで

の数をつかつて、たて・よこ・なめに足して同じかずにする。このように九方陣まで考えさせ、和算を楽しく学ばせました。

三 心 学

また「孝徳舎」では近隣の農家の人たちに、平易なことばでわかりやすい実例をあげて道徳のお話をしていたようです。

▲寺子手本（天保十四年）
この手本の中には、姫路御領分の村々の名も書いている。写真の右端に飾東郡中嶋組の村名が写っている。

和算

中西流の和算は、中西正好がはじめた算法で、中西は池田昌意に学びこの算法をひろめた。

心学

石田梅巖により開かれたものを石門心学という。適切な例話をもって実践道徳を説き、無学の者にも理解させるよう努めた。席料や謝礼を受けないでまったく利得をはなれて教えた。

孝子や孝女のお話や、また、歎貞自作の道話で庶民的な処世訓を、話したでしょう。

四 易学・天文・暦法

歎行・歎貞の親子は、天体に深い関心と興味をもっていました。

太陽・月・地球・星についての研究も進めていました。また、暦のこともしらべていました。

さらに、易学にも関心をもち、陰陽五行のことや、吉凶禍福を占うことにも興味をもっていましたので、これらのお話もしていたことでしょう。

五 絵画の話

また、この親子は、ともに絵が好きでした。どちらも号を「雪山」としていました。ふたりの絵は、ともに狩野派の流れをくむ絵のようです。姫路市豊富町の重国・曾坂・細野村のお宮に奉納した絵馬は、今も残っています。「孝徳舎」では、絵についてのお話もしていたと思われるます。

六 柔の道



赤鹿歎行自画像

赤鹿 武 蔵

また、下羽流と真砂流の奥伝を修得していた親子でしたから、ここで有志の子弟にけいこをしていたようです。

玄関の八畳と座敷の八畳は、普通の民家ではとても見られないほどじょうぶな仕組みになっています。

こぼれ話

この「孝徳舎」の生活をささえている奉公人がありました。須加院組生まれの栄蔵という若者もそのひとりでした。

朝早くから、夕方おそくまで田畑に出て、お米づくりに精だしました。こうしてかげの力となって働いていた人のあったことも忘れてはなりません。

中嶋組

酒井時代は領内の村を二六の組に分け、各組に大庄屋をおいた。そのうちの一つが中嶋組。この組の中は

横手村 (明治に東中島村と合併し保城村となる)

東中島村 (大庄屋の家はこの村にあった)

西中島村 今は姫路市西中島

白国村

平野村 今は北平野

大野村 今は上大野

新在家村

北八代村

南八代村

山ノ井村

山畑村 琴陵中学あたり

中村 今の花影町あたり

福中村 今の福沢町あたり

神屋村

国府寺村 今の城東町あたり

野里村

伊伝居村

天保の地球儀

孝徳舎の先生、赤鹿歎貞が
作ったもので、県下最古の

ものです。彼はこれを示して、地球は円い
こと、世界のことを教えたのでしよう。

どんな国々が描いてあるかは、次の二つ
の文によって見てみましょう。

一、昭和六〇、三、姫路市文化財保護協会

発行の『文化財だより』第一四号

○直径十五・五センチだだし球形でなくナツメ形。

○表面は、紙を重ね貼りし、その上に絵の具で着
色している。

○中空ではないようで一・七八センチもあり、ずつし
りしている。中みは粘土ではないかと思われる。

○両極に竹管をさしこみ、木箱の中の軸うけにの
せると自由に回転する。

つぎに緯線、経線について

○赤道、その南北に緯線を一本ずつ引く。この間
が熱帯であることを説明したものであろうか。

○極の近くの緯線は北極圏、南極圏を示すものか。

○経線は四本あり、円周を四等分している。うち
一本は日本の中央を走る。

地図の描き方

○インド半島、アフリカ、南アメリカはかなり整
っているが、ヨーロッパは全く想像で書いたよ
うだ。

○世界を六大州に分け、北アメリカ、南アメリカ、
欧の文字は朱で書いている。

○日本は赤、中国は緑、インドは桃色、シベリア
は青、その他は全部黄色。

国名、地名については

○さすがに日本はくわしく、エゾ、サド、大シマ、
琉球などこまかい。

○中国は山西、江南などの省と北京、南京などの
都市名がギッシリ書いてある。

○インドには雪山などと山の名を。

○ヨーロッパにはヒヤニヤ、ヒリタニヤなど国名
が数多く記入してある。

○海は大西洋、小西洋（インド洋の所に）だけ。
北極南極とも氷海、夜国と記入している。

以上は、この地球儀のごく概略である。
この地球儀は、そうした博学の彼が生徒の目を
世界にひろげようと、自分の手で作った教具では



地球儀の箱



西半球
(渡辺定男 写)



東半球(日本が記してある)

なかるうか。そうなれば日本教育史上の宝といわざるをえない。

右のように、紹介されましたが、昭和六十年十月姫路市の文化財展が催され、市立美術館に展示して注目されました。

二、平成三・一〇、龍野市の資料展での館

内の解説

作 赤鹿 歆貞

天保十四年三月（一八四三年）

土 製 東西 一五・五寸

南北 一五・八寸

軸棒（竹）一八・一五寸

ナツメ形で中空の土製地球儀

江戸時代には世界地図同様に、地球儀も数多く作成されたと思われるが、伝存例は極めて少なく

北 八 代 村

北八代村の 村のあらましを知りたいとき
あらまし は『村明細帳』を見るのが手
つとり早い方法です。これは今の『市勢要覧』

本資料は貴重なもの。朱線で、赤道と南北回帰線と南北両極圈、緯度線はないものの、経線は日本を通るのと、それより九十度隔たったものがある。

インドを天竺として大きく表現しており、ヨーロッパ製の世界図ではなく、伝統的な仏教の世界観に基づく世界図を描いている。

作者の赤鹿歆貞は、心学などを教える孝徳舎を開き、数学・天文学など幅広い教養の持ち主であったと考えられる。

製作年代の明確な地球儀は珍しいが、龍野市内には、永井豊房の元禄十六年（一七〇三）天地球両図台があるが、球が失われていて残念なことである。なお、国内最古の例は、元禄三年（一六八九）
○ 澁川春海の作ったものである。

と同じようなもので、簡明に書かれているからです。北八代村のものは宝永二年（一七〇五）・寛保二年（一七四二）・文化七年（一

八〇〇の三冊が伝わっていますが、寛保のものがいちばんくわしく書かれていますので、これをもとにして村のようすを見てみましょう。

しかし『明細帳』は役所へ出す書類ですから村の不利になることはいつさい書いてないはずです。オーバーに書いた部分、正確な部分、少しひかえめに書いた部分などあるはずです。だから北八代村は全くここに書かれている通りの村だったと思いきまないで大体のところ、こんな村だったぐらいに思っしてほしいのです。

村高 一五六石二斗六合。北八代村の生産量、経済力をあらわし、村の年貢をきめるものになります。またこれによって、広い村か、狭い村かの見当をつけることもできます。南八代村が五八五石(正保郷帳)であるのと比べると、その違いがわかるでしょう。

田畑の面積 田が六町九反四畝三步四分、畑が一町九反六畝一六歩五分で合計は八

町九反十九歩九分、つまり九割ほどの田畑がつづいていました。

田畑の範囲 「およそ東西七丁程、南北一丁程」と書いてあるので東西に長い村でした。

境目 「東は雲松寺境目を限り」・「西は大野谷川を限り」・「南は南八代村田地境を限り」・「北は伊伝居村田地境を限り」と書いてあります。

文字だけでは、わかりにくいでしょうから口絵の地図を見てください。

家数 一二軒。

人口 六四人 男三四人 女三〇人。

牛 二匹飼われていました。

橋 「藤西橋」(今は富士才橋)・「船場川の上橋」・「大野谷川の上橋」の三つ。

山 芝崎山、大谷山・豆煎山・梅が谷山・かやが谷山・ほそ谷山があり、その中に北八代村・南八代村・伊伝居村の三村が共同利用する松林がありました。

池 かやが谷に一か所もっていましたが、



北八代村明細帳 村に残しておいた控。右から宝永2年、寛保2年、文化7年のもの。

江戸時代後期の文化七年（二八〇）の『明細帳』には竹林池が加わって二か所になります。

氏宮 大歳大明神は宝永二年（二七〇五）の

『明細帳』には「村より一丁程東の方」

と書いてありますが、寛保二年（二七四二）

の『明細帳』には正徳五年（二七二五）に

芝崎山へ遷座したと書いてあります。芝

崎山には南八代村の大歳神社も元禄八年

（二六九五）、すでに遷座していますから、

近くに二つの大歳神社があったわけです。

大將軍の森 もありました。今の紫竹神社

です。

高札 をかかげる場所には、キリスト教禁

止の札が、いつもかかげてありました。

そして最後に「当村の始まり相い知れ申さず候」と書いてあります。

五人組御改帳

五人組とは五軒ひと組になつて助け合い、いまし

めあつて平和な世の中をつくり、また年貢を完納できるようにと幕府がつくらせたも



北八代村の西を限る大野谷川（昭和30年 矢内 写）

川の左は今北八代1丁目、右は西八代町。この川をはさんで子供の石合戦が毎年おこなわれていた。

の。御改帳は、毎年村の庄屋がつくりなおしました。

これには一軒ごとの人数が書いてあるので、村全体の人口もわかります。ではどんなことが書いてあるか読んでみましょう。



嘉永四年
姫路領

中嶋組北八代村五人組御改帳

飾東郡

亥 九月

(読み下し文にしました)

五人組お改めにつき指し上げ申す一札の事

一、五人組仰せつけられ候うえは当郷においていたずら者これあり候はば遠慮つかまつらず ご内々にて申し上げ候こと

一、修行者に宿貸し申すまじく候こと 第一順礼

一、山伏坊主鉢ひらき行人等なり

一、付 諸勧進いっさい入れ申すまじく候こと

一、召使いの者出所しれざる者ならびに請人これなきものはかかえおき申すまじく候こと

一、屋敷の内地子かり申す者ならびに店がりの者これあり候はば成程吟味つかまつり請人丈夫にこれなき者に

貸おき申すまじく候こと

一、浪人はかた時も抱えおき申すまじく候こと もし見

一、弟伯父甥は庄屋組頭五人組えことわりその上

御公儀え申立て御指図にまかせ候こと

一、当村人数上下男女とも害人も隠しおき申すまじく候こと

一、付 他所え男女とも奉公にいで申すまじく候こと

一、難遁客人一宿売買人これあり候節は

一、庄屋組頭五人組え相届け御指図に任せ候こと

嘉永四年(一八五二)

五人組御改帳

五人組帳ともいう。大名によって帳面の形式が異なる。酒井家時代の私たちの村の五人組帳を見てみよう。

浪人居住し有るは出所より寺請
証文を撰取し其の節を寺請に
盗賊これある節は出合い申すべく候こと
付 火事など出来の節は消し申すべく候こと
他所へ参り候はば庄屋組頭五人組えことわり申すべく候こと
付 隣郷へ参り候とも五人組えことわり申すべく候こと

一 諸博奕打ち申すまじく候こと
付 宿かたくつかまつるまじく候こと
一 大酒給すは無用にて他所へ節々参り田畑荒らしおく輩
これ有るにおいては さつそく申し上ぐべく候こと
一 田畑譲り渡しつかまつり候はば庄屋組頭五人組
立ち合い加判つかまつるべく候こと

一 敵商の事申すは御代官の
指図を御代官に御代官の御代官
御代官の御代官の御代官の御代官
御代官の御代官の御代官の御代官
御代官の御代官の御代官の御代官
御代官の御代官の御代官の御代官
御代官の御代官の御代官の御代官
御代官の御代官の御代官の御代官

一 親に不孝は問附申事
一 竹木無代に伐り取り申すまじく候こと

此箇条書きの外あとと仰せつけられ候
五人組箇条書き相守るべきものなり

- 一、浪人居住の者これあり候はば出所より寺請証文たしかなる請状とりおき申すべく候こと
- 一、盗賊これある節は出合い申すべく候こと
- 一、付 火事など出来の節は消し申すべく候こと
- 一、他所へ参り候はば庄屋組頭五人組えことわり申すべく候こと
- 一、付 隣郷へ参り候とも五人組えことわり申すべく候こと
- 一、諸博奕打ち申すまじく候こと
- 一、付 宿かたくつかまつるまじく候こと
- 一、大酒給すは無用にて他所へ節々参り田畑荒らしおく輩これ有るにおいては さつそく申し上ぐべく候こと
- 一、田畑譲り渡しつかまつり候はば庄屋組頭五人組立ち合い加判つかまつるべく候こと
- 一、当郷において争論出来の節は御代官の指図を用いず軽く相済ますべき儀脇より重く取りなし悲儀なる公事作り立つ者これ有るにおいては何者によらず急度申し上ぐべく候こと
- 一、他所へ罷り越し相撲 操等の見物のたぐいいつさい無用つかまつるべく候こと
- 一、親に不孝つかまつるまじく候こと
- 一、竹木みだりに伐り取り申すまじく候こと

此箇条書きの外あとと仰せつけられ候
五人組箇条書き相守るべきものなり

寺請証文 その寺の檀徒であること
を書いた寺発行の証明書

七頁にわたって箇条書にしているこの部分を「前書」といい、村人が日常守るべきことを書いてる。

庄屋は毎年、村人全部を自分の家に集めて読んで聞かせた。



一、伊八郎 年六拾

英賀組玉手村
女房年五拾三
次右衛門娘にん

米歳年式拾五
男子三人拾歳年拾三
伊作年七ツ

女子一人いそ年式拾
きの年拾六

平兵衛 年四拾四

当組南八代村
女房年四拾壹
庄七娘その

兄 忠人市歳年四拾四
男子忠人岩歳年拾式
女子忠人さく年七ツ
厄介男忠人齋歳年拾六

(貼紙)

此かち渡世勝手につき同組南八代村重右衛門厄介に先村
浅右衛門とり持にて引越参りたく尤も無高独身の者につき新株組に
いたしたき願 子正月廿五日申しつくるもの也

母りき年五拾四
三次 年式拾八

弟忠人三歳年拾ヲ

(人名が同様に続いているので、以下四)
頁をはぶき、次の真にうつります。

久五郎 年式拾六

当組大野村
女房年式拾八
彦兵衛娘きさ

(貼紙)
女子 忠ツウの

右三組の内御制禁の宗門ならびに博奕打ち
其外あやしき者これ有るにおいては申し上ぐべく候もし隠しおき
脇より相顕るにおいては同罪に仰せつけらるべく候

五人組頭

伊八郎 年式拾

同 紀十郎 年式拾
同 長右衛門 年式拾

母そで年五拾四
庄屋

一、宇兵衛 年式拾

庄屋はどの組にも属していない。

「右三組之内」ということや、五人
組頭に三人の名があることから、北
八代村の中は三つの五人組に分けて
あったことがわかる。

貼紙が所どころにあるが、これは次
の年の心覚えに貼ったもの。

主人の名の下に印を押してあること
に注意しよう。
家族全部の名と年齢が書いてある。



右の者 御制禁の宗門ならびに博奕打ち
 その外あやしき者これあるにおいては申し上ぐべく候もし隠しおき
 脇より相顕るにおいては同罪に仰せつけらるべく候

庄屋 宇兵衛 (印)

庄屋も御制禁の宗門、キリスト教徒
 でないことを、述べている。

右之条々相背く輩これあるにおいては急度
 曲事に仰せつけらるべく候後日の為よつて件の如し

惣人数合

五拾壹人内 男式拾九人
 女式拾貳人

(貼紙)

一人 忠人 弟
 一人 厄介男

拾三人 本組
 (貼紙) 無し
 四人 母
 一人 父
 (貼紙) 九人 女房
 九人 女子
 (貼紙) 拾式人 男子
 一人 兄

中嶋組北八代村五人組頭

伊八郎 (印)
 紀十郎 (印)
 長右衛門 (印)
 庄屋
 宇兵衛 (印)
 大庄屋
 中安木平次 (印)

嘉永四亥年

九月十九日



農作業の一年

宗門御改帳

幕府は鎖国とともにキリシタンの禁制をきびしくし、

仏教によって人民を統制しました。そのため人びとはかならずどこかの寺に属して檀家となり、名前と寺の名を書いて判を押した宗門御改帳という台帳に登録されました。その台帳とはどんなものか、実際に見てみましょう。

宗門御改帳

宗門御改帳という地方もあり、地方によって名も内容の書き方も異なる。一六七一年から全国どこでも作るようになるが、姫路の酒井家時代のものを見てみよう。北八代村では安政七年のものがいちばん古く明治四年が最後。キリスト教の取り締まりがどんなに厳重だったかを見よう。

幕府のキリスト教ざらい

江戸幕府はキリスト教がはびこるのをおそれ、きびしく取り締まった。長崎をはじめ北九州方面ではキリストを書いた絵を足でふませたり、ジャガタラお春のような混血児を国外に追放したり、ついに鎖国までしてしまいます。その後も全国に宗門帳をつくらせ、明治維新まで取り締まりをゆるめませんでした。



安政七庚申年 播磨国筋東郡

宗門御改帳

二月 中嶋組北八代村
三冊之控

家主 齋蔵 年式拾五 筋東郡宇佐崎村
法花宗 常住寺 印

一人男

本寺山州京都本隆寺

筋東郡宇佐崎村

法花宗 常住寺 宣誠 印

印

家主 一、伊八郎 年三拾式 筋東郡南八代村
浄土真宗 善養寺

父 儀右衛門 年七拾 病死 戊改

母 年六拾式

伊八郎 年式拾六

女房

同人女子 年六ツ

表紙の左下に「三冊之控」と書いてある。同じものを三冊作り提出したのだろう。これだけでもたいへん、毎年二月に作成した。

齋蔵は独身者、村の中で、この人だけが常住寺の信徒。宇佐崎村（今の白浜町）の寺まで行って印を押してもらったのだろう。



一、宗門就御改当村中男女老成人茂不残右之通
御帳面二書載證據印形仕并宗旨寺之
證據印形取指上申候通少茂偽無御座候自然
御制禁之宗旨之者御座候由訴人於御座候者
從類五人組二至迄如何様之曲事二茂
可被 仰付候きり志たん宗門
御制禁御高札之趣常々無油断

(以下、同様に各家族が書いてあるので、
十二ページ略す。)

(貼紙)
人数
戊改
六拾三人内 男三拾壹人
女三拾貳人

同人女子 きわ 年二ツ
(補筆)申年出 とみ 年三ツ
同人弟 捨藏 年貳拾式
同人弟 伊作 年拾五
男四人 私宅家分 伊八郎
女四人 女四人
家主
一、源兵衛 年四拾三 浄上真宗 善養寺
女房 年三拾七
同人男子 源藏 年九ツ
同人女子 とせ 年八ツ
同人女子 とら 年五ツ
同人女子 たみ 年貳ツ
(貼紙) 戊出 此分当年書入被下
すえ 年貳ツ

家族のある家は、ひとまとめにして
家主が最後に印を押している。

これからあとの文は庄屋、百姓代の
いわゆる村役人が「村にキリスト教
信者はひとりもない」、「ひとり
もいることが万一わかったら、どん
なおとがめでも受けます」と書いて
いる。

藤本二助様
 河合惣兵衛様
 由事一紙申候 仰付候事
 右之趣少茂相違仕間鋪候為後日依而如件
 中嶋組北八代村百姓惣代
 長次郎 伊八郎 紀十郎 飯庄屋 九郎左衛門
 後見 新在家村庄屋 十郎兵衛

一事門之儀ニ付何楚不審成儀又者其宗旨之
 法儀ニ無御座相替法執行仕候者御座候ハ、
 打寄入念灸議可仕候少茂怪敷躰之もの
 於御座候者急度御注進可申上候若
 隠置後日相顕候ハ、如何様之曲事ニ茂
 可被 仰付候事
 附事門御改之儀年中十三ヶ月之内
 壹ヶ月者於宗門 御奉行所ニ詰改
 残ル十二ヶ月者大庄屋月次ニ無懈息
 相改可申候事
 五人組御帳面之人数男女壹人茂不残
 書記申候若壹人成共洩申もの御座候ハ、
 大庄屋庄屋組頭五人組等ニ至迄何様之
 曲事に茂可被 仰付候事
 右之趣少茂相違仕間鋪候為後日依而如件
 中嶋組北八代村百姓惣代

藤本二助様
河合惣兵衛様

相守可申候事
宗門之儀ニ付何楚不審成儀又者其宗旨之
法儀ニ無御座相替法執行仕候者御座候ハ、
打寄入念灸議可仕候少茂怪敷躰之もの
於御座候者急度御注進可申上候若
隠置後日相顕候ハ、如何様之曲事ニ茂
可被 仰付候事
附事門御改之儀年中十三ヶ月之内
壹ヶ月者於宗門 御奉行所ニ詰改
残ル十二ヶ月者大庄屋月次ニ無懈息
相改可申候事
五人組御帳面之人数男女壹人茂不残
書記申候若壹人成共洩申もの御座候ハ、
大庄屋庄屋組頭五人組等ニ至迄何様之
曲事に茂可被 仰付候事
右之趣少茂相違仕間鋪候為後日依而如件
中嶋組北八代村百姓惣代
安政七庚申年二月

(貼紙)
 百姓代
 宇兵衛 伊八郎 紀十郎 飯庄屋 九郎左衛門
 後見 新在家村庄屋 十郎兵衛

「一年のうち一か月は宗門奉行所に
 詰め、残りの毎月は大庄屋で調べま
 す」とキリスト教の侵入には目をほ
 なさないようすがわかる。
 「村の人数は書いた通りまちがいあ
 りません」、「もしまちがっているな
 らどんな罪でも受けます」と誓って
 いる。



今度宗門就御改右之通御帳面人別ニ
證據印形仕候通拙寺共且那二紛無御座候若
御制禁之宗旨きり志たん怪敷もの
有之由訴入於御座候者拙僧共何方迄茂
罷出急度申訳可仕候若且方之内
不審成法執行仕候もの於有之者早速
御注進可申上候新且那之儀者根本之

宗旨随分致穿鑿其上證人相立
契約可仕候事

右之趣少茂相違仕候ハ、拙僧共如何様之
曲事二茂可被 仰付候為後日依而如件

本寺播州姫路上白銀町構北条口光源寺

浄土真宗 善養寺 了恵

安政七庚申年二月 浄土真宗 善養寺 了恵

本寺山州京都西本願寺

(貼紙) 光徳寺 順成

(異筆) 北八代村

本寺山州京都西本願寺

浄土真宗 常称寺

靈潮

本寺山州京都東本願寺

浄土真宗 教福寺

惠證

藤本二助殿

河合惣兵衛殿

寺々の僧も「この村にもキリシタン
のようなあやしい者はひとりもない
い」「もしそれがいたら私どもも罪
をこうむります」と誓約している。

北八代村の住民は、上の四つの寺の
うちどれかの檀徒であったことがわ
かる。

嫁入りの年齢

「江戸時代は娘さんは何才ぐらいでお嫁にいったのだろうか。」

「たぶん十四か十五でいった人が多かったにちがいない。」こんな会話がよく聞かれます。この答えを出すには、できるだけ多く史料を集めてみなければなりません。さいわい北八代には幕末の嘉永三年かえいから明治三年まで二十一年間の五人組帳が伝わっているのです、研究にはよい史料だといえるでしょう。五人組帳は101Pで見たように、一軒々々の家族の名が全部かいてあります。子供が生まれたこと、誰が死んだこと、誰が何年に養子にいったことなど、ひとりもみならず人口の増減も書いています。

*印は婚養子をとった人

北八代村で
嘉永3年～明治3年の21年間に

年齢	お嫁に	
	きた人数	行った人数
16		
17		1
18	1	
19	2	
20	3	* 1
21		1
22	1	
23		1
24	1	1
25	1	* 1
26	2	
27		
28		
29	1	
30		1

もちろん嫁にいった人、きた人の名も年齢も書いてありますから、それらを表にしてみました。

この表でわかることは、十六才より若くして嫁入りする人はひとりもないということです。最初に書いた世間話せけんばなしとは、まったく違った答えがでてきたのです。想像しては違いがあるでしょう。

しかし、ここで一つ考えをおしてみなければならぬことがあります。それは北八代村は家数十一、二軒という、わが国でも珍しい小さな村です。人口も少ない村の統計をとってみても、その時代の嫁入りの年齢が正しくわかるだろうか。

それではもっと大きな村だった大野村おののり（今の上大野町）北八代村から二キロ北を見ましよう。ここは六十軒もある村でした。この庄屋さんは手まめによく記録した人だったようで、村から役所へ出す文書の控えを、よくまとめて綴っています。そのうち

同じような方法で調べた結果
加古郡六分一村では十八才一人
掛西郡竜野城下では十七才一人
で、それより若くて結婚する人はな
かった。しかし、掛西郡平野村で十
五才が一人あった。

の一冊は文化十二年（一八一五）より文政三年（一八一八）の綴で、この中に誰が何才で、どこへ嫁にいったかがわかる書類が綴じてあります。それを表にすると

大野村で
文化12年～文政3年の
6年間に

年齢	お嫁に行った人数
19	4
20	4
21	2
22	3
23	1
24	1
25	2
26	2
27	3
28	
29	1
30	
↓	
33	
34	1

この表でわかることは、六年間に二十四人の娘さんが嫁入りして他村へ出ていったのですが、この村でも十八才以下でいく人はひとりもなかったのです。

固寧倉の額

写真は北八代村が造った共有の倉（郷倉）の入口にかか

ったものです。姫路藩は領内の村々につくった御倉に固寧倉という名をつけました。

固寧倉はこの辺では「こねそう」と言ってきました。中国の古典の『書経』に

「民はこれ邦のもと、もと固ければ邦寧し」とあるのを、江戸・昌平校の大学頭林述齋

がその中の二字をとって名づけました。字はその子の櫛字が書いたもの、木目のきれいなケヤキ板に彫りつけてあります。

固寧倉の建設

江戸時代後期は夏の気温がよくありました。姫路城主酒井家三代目の殿さん忠道は、飢饉にそなえて米麦を入れておく倉を建てるよう領内の村々にすすめました。倉を建てるなら補助もしようといいました。

北八代村の倉を建てる時、どれだけ補助があったかわかりませんが、富士才橋など修理のときは「松木仰せつけなされ候」とあることから想像すると、柱などの用材は役所から許されたものを製材して建てたのでしよう。しかしはつきりしているのは、倉ができあがって役所へ報告すると額がもらえたのです。立派な字です。

城主酒井忠道が倉を建てさせようと決心したとき、大学頭にそのことを話し、倉の名をつけてもらいました。いちど紙に書い

固寧倉が残っている所
姫路市

野里慶雲寺前町

刀出

白浜町宇佐崎

飾磨区妻鹿

夢前町芦田・塚本地区

福崎町福田



北八代村の固寧倉の額

タテ36cm ヨコ91.5cm 厚さ3.5cmのケヤキ板

でもらった字は原本として大切にしておき、倉ができるたびに、この字を写して額を作つて、村へ与えました。

文化八年（一八一二） 二〇余

文化一三年（一八一六） 六〇余

天保一四年（一八四三） 九一

弘化三年（一八四六） 二八八

始まつてから三十年、百姓にもそのことが分かつてきたのでしょうか、最後の三年間に急に多くなっています。

皆さんが各地の資料館で同じような額を見るでしょうが、こんなにはたくさん作られたからです。

北八代村 写真の額は戦後、納屋の二階かの固寧倉から出てきました。よごとれをとると裏に朱の漆で

「安政六年 蔵建

五人組頭 喜十郎

同 伊八郎

同 嘉兵衛

庄屋 宇兵衛

と書いてありました。それ以前は南八代村、北八代村、野里村の三か村で一つの固寧倉を共有していたと天保十四年（一八四三）の役所の記録にあります。それで今までの固寧倉の研究書では、北八代村には無かつたことになっていましたが、この発見で建つていたことが分かつたのです。

場所は北八代一丁目15番3号、矢内泉宅の西南隅にあつたと伝えられています。北八代村は家数十二、三軒ですから、倉も小さなものだったのでしようが、額は他の村のものと同じ大きさです。

姫路領の村数（天保十年）

飾東郡の内	六九
飾西郡の内	六五
神東郡の内	六〇
神西郡の内	三六
加東郡の内	二〇
加西郡の内	一一
印南郡の内	七九
加古郡の内	七六
計	四一六
揖東郡	家島
揖西郡	室津

江戸時代年表

年	〈南八代村のできごと〉	〈北八代村のできごと〉
1600年代		
03 (慶長 8)	池田輝政が東光寺を移転、再建。 移転跡に御茶屋を建てる。	(家康江戸に幕府を開く)
11 (慶長 16)	この頃の絵図に八代村・中八代・南八代 の名が見える。	北八代村の名が初めてこの絵図に見える。
46 (正保 3)	村高585石61	村高128石365
49 (慶安 2)	～ 65 (寛文 5) この間に城主榑原忠次が 八代八景を詠む。	
62 (寛文 5)	善養寺ができる。	
80 (延宝 8)	松平直矩が大歳社に石鳥居を寄進。	
89 (元禄 2)	鉦を作る。	
95 (元禄 8)	大歳社を芝崎山へ遷座。	
1700年代		
05 (宝永 2)		高156石206 田畑8町9反19歩半 男29 女29 庄屋 五郎右衛門
15 (正徳 5)	六地蔵を東光寺山の墓地に建てる。 庄屋 重郎兵衛	大歳社を芝崎山へ遷座
42 (寛保 2)		高156石206 男34 女30
46 (延享 3)	御茶屋の長屋、暴風雨で倒れる。	庄屋 甚右衛門
47 (延享 4)	庄屋 八左衛門	
49 (寛延 2)	高733石545 南垣内、東垣内、広原垣内 の名がみえる (村翁夜話集)	高159石451
51 (寛延 4)	2 八代御茶屋が直養町へ移る。	
52 (宝暦 2)	4・3 男山の焰硝蔵爆発。	
62 (宝暦 12)	御用水車はじめて回る。庄屋 伊七郎	
79 (安永 8)	7 太鼓を新調。	

年

〈南八代村のできごと〉

〈北八代村のできごと〉

1800年代

03 (享和3)

大歳社に石鳥居を奉獻。

10 (文化7)

高159石451 男26 女24

兼役南八代村庄屋 八左衛門

34 (天保5) 高741石865

高161石695

39 (天保10) このころ赤鹿歎貞が寺子屋孝徳舎をつくる。

34 (天保14) 赤鹿歎貞が地球儀を作る。

天保のころ医師黒田三省がいた。

(播磨史談会報24)

家数129 人数434

50 (嘉永3)

男29 女23 庄屋 宇兵衛

51 (嘉永4)

男28 女22

52 (嘉永5)

男29 女22

53 (嘉永6)

男31 女24

54 (嘉永7)

男30 女24

55 (安政2)

男31 女25

57 (安政4)

男25 女24

58 (安政5)

男25 女26

59 (安政6)

男25 女25 固寧舎を建てる。

61 (文久1)

男28 女30 兼役新在家村庄屋十郎兵衛

62 (文久2)

男29 女29

63 (文久3)

男26 女29 2 仮庄屋 九郎左衛門

8 庄屋 常次郎 後見新在家村庄屋

十郎兵衛

64 (元治1)

男27 女32

65 (慶応1)

男30 女34 庄屋 常次郎

66 (慶応2)

男30 女34 庄屋 長右衛門

(常次郎を改名して)

67 (慶応3)

(大政奉還) 男30 女37